



記者発表資料

| | |
|--|-------------|
| | 令和3年6月3日 |
| | 経済農政局 経済部 |
| | 産業支援課 |
| | 電話 245-5274 |
| | 内線 3021 |

「千葉市中小企業者向け支援金」の対象月に6月分を追加します

千葉市では、令和3年6月20日までのまん延防止等重点措置の延長に伴う緊急経済対策として、「千葉市中小企業者向け支援金」の対象月に6月分を追加しますのでお知らせします。

1 事業概要

5月31日から国の支援金等の対象外となる事業者向けに、「千葉市中小企業者向け支援金」（「千葉市中小企業者一時支援金」と「千葉市中小企業者月次支援金」の総称）の受付を開始しています。

これまでは、支援金の対象月を令和3年1月から5月までとしていましたが、今回新たに6月分を対象月に追加します。

| 区分 | (令和3年1月～3月の事業収入減に対して) 千葉市中小企業者一時支援金 | (令和3年4月・5月・6月の事業収入減に対して) 千葉市中小企業者月次支援金 |
|------|--|---|
| 給付対象 | 以下の①～⑤のすべてに該当すること。 ①令和2年12月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業者等（個人事業主を含む）。 ②国の一時支援金・月次支援金及び都道府県による営業時間短縮要請に伴う協力金の対象とならない。 ③令和3年1月から令和3年6月までの間で、対象月の売上が前年同月比あるいは前々年同月比20%以上50%未満減少している（1～3月は任意の1か月で判定）。 ④対象月の売上減少額が給付額以上ある（1～3月は合計額で判定）。 ⑤引き続き千葉市内で事業継続の意思がある。 | |
| 給付額 | 1～3月分：15万円 | 4月分：5万円 5月分：5万円 6月分：5万円 |

2 受付期間

令和3年8月31日（火）まで（6月分の受付は、7月1日（木）から開始）

※7月1日以降は、1～3月分、4月分、5月分、6月分を一度にまとめて申請できます。

3 申請方法

オンライン又は郵送

※感染症拡大防止の観点から、窓口での受付はありません。

4 その他

6月分を追加した申請書類等は、6月下旬にホームページで公開予定です。

5 問い合わせ先

千葉市中小企業者向け支援金事務局（委託事業者 株式会社JTB千葉支店）

電話 043-202-1821（平日8:30～17:30）